

富田林市立小金台小学校 PTA 地区委員細則

【第1章 名称】

第1条 本委員は、富田林市立小金台小学校 PTA 地区委員（以下地区委員）と称す。

【第2章 目的】

第2条 地区委員は、父母または保護者と教職員が地域住民の協力を得ながら、登下校における見守りや危険箇所の発見を行うことで、児童を交通事故や犯罪から守り、地区全体の交通安全と治安の向上を図ることを目的とする。

【第3章 組織と活動】

第3条 地区委員は、危険箇所の状況を鑑みて、別表1に掲げる地区（A～C）のポイントごとに、1名をPTA会長が委嘱する。

第4条 地区委員は、以下の活動を行う。

- ・通常の登校日に特別日（入学式準備、入学式、卒業式、日曜参観、運動会、夏休み期間中の登校日）を含む1カ月ごとに3日以上立ち番。
- ・緊急時において、PTA会長の要請による立ち番
- ・立ち番に関する報告

第5条 地区委員は、登下校における見守りや危険箇所の発見により、地区全体の交通安全と治安の向上を図るために必要な方策について、学校及びPTA本部に報告することとする。実行委員会は、前条の報告をうけて、必要な措置を講ずる。

第6条 学校及びPTA本部は、前条の報告をうけて、必要な措置を講ずる。

【第4章 免除申請期間】

第7条 免除申請期間は2年間とする。

【第5章 補則】

第8条 本細則は、実行委員会の出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

附則 本細則は、平成27年1月1日から、実施する。

本細則は、平成28年1月1日から、実施する。

本細則は、令和3年4月1日から、実施する。

本細則は、令和4年4月1日から、実施する。

別表 1

地 区	町 名
A	美山台
	小金台 1 丁目
B	小金台 2・3 丁目
	小金台 4 丁目
	津々山台 1 丁目・第 2 住宅
C	津々山台 2 丁目
	津々山台 3 丁目
	津々山台 4 丁目
	津々山台 5 丁目・甘山